

関係各位

2020年7月1日
シマダリビングパートナーズ株式会社

新型コロナウイルスに関する対応について（更新）

日頃より弊社事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ご周知の通り、新型コロナウイルスの感染拡大は未だ収束に至っておらず、政府による緊急事態宣言の発令に伴う自粛要請についても、同年5月末まで延長されている状況にあります。

弊社運営施設におきましては、感染予防の観点から、同年4月7日の緊急事態宣言の発令以前の2月22日より、ご入居者及びご親族の面会制限や関係者の皆様等への入館制限等、様々な予防対策を行ってまいりました。

幸い現在のところ弊社運営施設において感染者は確認されておりませんが、今後も以下の対策を継続し、感染予防に努めてまいりますので、引き続きご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

1、面会制限

既に皆様には多大なご協力を頂いているところではございますが、残念ながら未だ社会的な感染の収束に至っていないことから、当面の間、面会制限を継続させて頂くことに致します。 *現在同年7月15日（水）まで延長させて頂いております。

2、入館制限

生活及び健康の維持に最低限必要な人的、物的なサービス（介護・医療・必需品の搬入、施設維持に係る作業の場合など）を除き、原則入館を制限させていただきます。

*尚、制限の解除に至るには、以下の全ての条件が整うことが必要となります。

- ①首都圏における感染の拡大と感染者数が収束に至っていること。
- ②国や都道府県、区市町村等からの自粛要請が解除されていること。
- ③制限の解除により入居者が当ウィルスに感染する可能性が、著しく低い状況にあると総合的に判断できる状況にあること。

3、施設内の感染予防

- スタンダードプリコーション（標準感染予防策）等の実施を徹底します。
 - * 共有スペースの適正な換気、適正な室温と湿度の維持。
 - * 手すり、ドアノブ、椅子・机等、共用設備の定期的なアルコール等による消毒。

4、職員の体調管理

- 出勤前に検温を行い、発熱、咳、強い倦怠感が認められる場合は出勤禁止とします。
- 勤務前に再度検温を行い、健康状態のチェックを実施します。
- マスク着用、手指洗淨、消毒、うがい等を徹底します。
- 勤務外においても、不用な外出や「3密」を伴う環境を避けるように指導します。

5、感染発生時の対応

弊社運営施設内にて同ウィルスの感染者（陽性）が発生した場合、施設内における感染の拡大を防ぐため、以下の対応を実施いたします。

- ①ご入居者が感染者（陽性）となった場合は、国の指針に従い、指定医療機関もしくは代替する施設など（行政が指定したホテル等の療養施設）での治療となります。
 - * 保健所や行政機関等からの要請が無い限り、原則弊社運営施設での滞在及びサービス提供は行いません。国の示す退院基準をクリアしたのちにお戻り頂きます。
- ②感染者との濃厚接触者、及び濃厚接触が疑われる場合は指定医療機関での検査（PCR検査等）を実施して頂きます。
 - * 検査を実施されない場合（拒否も含め）、原則弊社運営施設での滞在は出来ません。
- ③検査の結果が陰性であった場合、弊社運営施設での生活は可能ですが、原則2週間（14日間）は専有部の居室内でご生活頂きます。

以上